

# (参考) 「エネルギー政策の見直しと同政策における環境配慮の抜本的強化について」 (経済産業省、環境省の連名文書(平成14年11月15日)のポイント)

## 1. 基本認識

エネルギー起源CO2排出量は当初の予想をはるかに超える水準。地球温暖化対策推進大綱に示された第1ステップの取組の果たす役割が非常に重要。

環境省では、この第1ステップの取組の一環として、環境に関連する特別会計制度のグリーン化を呼びかけ。

経済産業省は、環境省の呼びかけも踏まえ、第1ステップの取組みを強化すべくエネルギー特別会計の歳出・歳入の思い切ったグリーン化を行うこととし、エネルギー起源CO2の排出削減に向けて環境省と共同で取り組む決意を表明。

その検討結果は以下に掲げるとおり。今後、関係方面の御理解を得るべく努力。

## 2. 石油特別会計における対応

### (1) 歳出について

石特会計における「歳出のグリーン化」をより一層強力に推進。エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に役立つエネルギー関連施策を、新たに環境省も参加した上で、強力に展開。

石特法上、経済産業大臣とともに新たに共管大臣として環境大臣を位置づけ、環境省が行う施策も本会計で予算措置。

環境省は、同省分の事業として、現在、二酸化炭素排出量の増加の著しい民生部門(家庭・オフィスビル)等で有効な対策技術の大幅導入を地域に密着して行う事業等の施策を行うべく作業を進めている。環境省は、来年度について、数十億円規模の執行額を目指す。

### (2) 歳入について

受益を受けるエネルギー消費者が公平に負担する形となるよう、負担構造の組み替え。具体的には、石炭にも新たに課税するとともに、エネルギー政策の観点から総合的に勘案しつつ税率調整。

このことにより、「歳入のグリーン化」を図る。

CO2排出抑制を主たる目的とした「環境税」とは、全く性格や内容を異にするもの。「環境税」は、ステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って、他の手法との比較を行いながら、引き続き総合的に検討されるべき。

石油税の税率見直しについて関係方面の理解を得るに際しては、将来における税率変更を含めて、両省が協議の上でこれを行うこととする。

## 3. エネルギー政策・環境政策の連携等

エネルギー施策と環境施策が両省の幅広い連携の下でますます効果的に展開されていくことに資するべく、両省は、担当局長クラスから構成される「エネルギー政策・環境政策連携会議」を設置。

今回の石特の見直し、石炭等に対する課税の段階的な施行の仕組みを含め、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく第2ステップ以降の地球温暖化対策推進大綱の見直しや、施行後の地球温暖化対策推進法に基づき行われる検討に当たっては、あらゆる対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価。

# 社会資本整備重点計画法案の概要

## 1. 目的

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる。

交通安全の確保と円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善、国土の保全・開発を図り、国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与。

## 2. 社会資本整備重点計画の概要

9本の事業分野別計画

- 道 路
- 交通安全施設
- 空 港
- 港 湾
- 都市公園
- 下水道
- 治 水
- 急傾斜地
- 海 岸

一本化

重点化・集中化のための  
計画に転換

< 社会資本整備重点計画 >  
= 平成15年度以降の5箇年間に計画期間

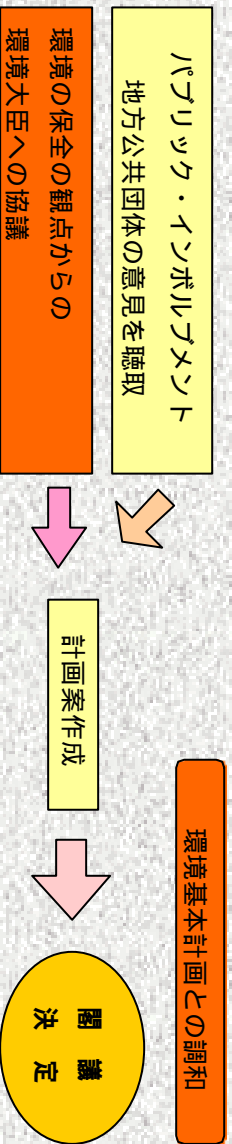
対象とする社会資本整備事業  
道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む）

基本理念  
・ **環境の保全**、地方分権の徹底、民間活力活用等への配慮 等

計画事項  
重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要  
アウトカム（成果）目標に重点（総事業費は内容としない）  
事業を効果的かつ効率的に実施するための措置  
社会資本整備の改革の取組み方針を  
その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

注  
・ H14・15が最終年度。  
二重枠の事業分野別計画には  
各々の緊急措置法がある。

< 計画の策定・実施プロセス >



## 3. 社会資本整備重点計画法案についての環境保全の観点からのポイント

法案の目的に生活環境の保全を掲げるとともに、重点計画の基本理念として環境の保全を図ることを規定。

重点計画は、環境保全に関する基本的な計画との調和が保たれたものであるべきことを規定。

重点計画の案の策定に当たって、主務大臣等から環境大臣に対しあらかじめ協議を行うことを規定。

また、関連法案では、道路特定財源を充当する道路整備費用の中に「道路整備に密接に関連する環境対策事業」のための費用も含めることを規定。